

団体規約サンプル

(団体の名称) 規約

(名称)

* 第1条 本会は(団体の名称)と称する。

記載内容は一例です。貴会の規定に基づき修正してください(赤字部分の括弧は不要です)。
*のある項目は芸術文化活動助成の受付において必須となる項目です。特に「団体所在地」「活動拠点」は明確にわかるように記載してください。

(目的)

第2条 本会は(〇〇)を愛好する会員が、自らの技術を研鑽しつつ、会員相互の交流を図り、創作成果を対外的に発表し、神戸市の文化発展に寄与することを目的とする。

(設立)

第3条 本会の設立年月日は〇〇〇〇年〇月〇日とする。

(活動)

* 第4条 本会は前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 年1回の総会。
- (2) 毎月の例会。
- (3) 年1回以上開催する発表会。
- (4) その他目的達成のため必要な活動。

(団体所在地)

* 第5条 本会の事務所は、(神戸市〇〇区〇〇町〇-〇-〇)におく。

(活動拠点)

* 第6条 本会の会員は、(神戸市〇〇区〇〇町〇-〇-〇 〇〇区文化センター)を主たる活動拠点とし、同所にて総会・例会を開催する。

(会員並びに会の構成)

* 第7条 本会の主旨に賛同し、会費を納入する者を会員とし、会員をもって本会を構成する。

(入会・休会・退会)

第8条 入会・休会・退会は次のとおりとする。

- (1) 入会を希望する者は、会員の推薦を得て、会長が承認した者とする。
- (2) 休会・退会を希望する者は、会長に申し出る。
- (3) 3ヶ月を超える間連絡がなしに例会を欠席し、会費を納入しなかった者は、退会したものと見做す。

(会費)

第9条 本会の会費は月額〇〇〇〇円とする。なお、入会金は徴収しない。

(役員)

* 第10条 本会は役員として会長、会計、監査各1名をおく。

(役員の選任)

第11条 役員は会員のうちから総会において選任する。

(役員の職務)

第12条 役員の職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し、業務を総括する。

- (2) 会計は本会の経理のほか、対外的事務を担当する。
- (3) 監査は本会の経理を監査する。

(役員の任期)

第13条 役員の任期は2年間とし、再任を妨げない。

(役員の補欠選任)

第14条 役員に補欠が生じたときは、会員の互選により新たに任ずる。

(総会)

第15条 総会は年1回定例として会長が招集し開催するほか、必要に応じて開催する。

(議決事項)

第16条 総会は次の事項を議決する。

- (1) 前年度の事業報告及び次年度の事業計画承認
- (2) 前年度の決算報告及び次年度の予算案承認
- (3) 役員の選任
- (4) その他重要な事項

(会計)

第17条 本会の経費は、次の収入をもって充てる。

- (1) 会費
- (2) 事業実施時の特別徴収費
- (3) 助成金
- (4) 寄付金・協賛金
- (5) その他

(会計年度)

第18条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

2001年1月1日制定

2015年7月1日改定

2026年2月1日改定